

平成十三年政令第三百十号

浄化槽法施行令

内閣は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十条第二項、第四十六條の二及び第五十條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（技術管理者を置かなければならない浄化槽の規模）

第一条 浄化槽法（以下「法」という。）第十条第二項の政令で定める規模の浄化槽は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二條第一項第一号の表に規定する方法により算定した処理対象人員が五百一人以上の浄化槽とする。

（浄化槽管理士試験に係る指定試験機関等に関する読替え）

第二条 法第四十六條の二の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十三條の二第一項	試験事務	第四十六條第四項に規定する試験事務（以下「試験事務」という。）
第四十三條の二第二項	前条第四項	第四十六條第四項
第四十三條の二第三項	第四十三條の二第三項及び第三号及び第四十三條の十六第三号	第四十六條の二において準用する第四十三條の十二
第四十三條の二第四項	次条第二項	第四十六條の二において準用する次条第二項
第四十三條の二第五項	第四十三條の二第三項第五項	第四十六條の二において準用する第四十三條の五第一項
第四十三條の二第六項	第四十三條の二第六項	第四十六條の二において準用する第四十三條の六
第四十三條の二第七項	第四十三條の二第七項	第四十六條の二において準用する第四十三條の七
第四十三條の二第八項	第四十三條の二第八項	第四十六條の二において準用する第四十三條の八
第四十三條の二第九項	第四十三條の二第九項	第四十六條の二において準用する第四十三條の九
第四十三條の二第十項	第四十三條の二第十項	第四十六條の二において準用する第四十三條の十
第四十三條の二第十一項	第四十三條の二第十一項	第四十六條の二において準用する第四十三條の十一
第四十三條の二第十二項	第四十三條の二第十二項	第四十六條の二において準用する第四十三條の十二
第四十三條の二第十三項	第四十三條の二第十三項	第四十六條の二において準用する第四十三條の十三
第四十三條の二第十四項	第四十三條の二第十四項	第四十六條の二において準用する第四十三條の十四
第四十三條の二第十五項	第四十三條の二第十五項	第四十六條の二において準用する第四十三條の十五
第四十三條の二第十六項	第四十三條の二第十六項	第四十六條の二において準用する第四十三條の十六
第四十三條の二第十七項	第四十三條の二第十七項	第四十六條の二において準用する第四十三條の十七
第四十三條の二第十八項	第四十三條の二第十八項	第四十六條の二において準用する第四十三條の十八
第四十三條の二第十九項	第四十三條の二第十九項	第四十六條の二において準用する第四十三條の十九
第四十三條の二第二十項	第四十三條の二第二十項	第四十六條の二において準用する第四十三條の二十
第四十三條の二第二十一項	第四十三條の二第二十一項	第四十六條の二において準用する第四十三條の二十一
第四十三條の二第二十二項	第四十三條の二第二十二項	第四十六條の二において準用する第四十三條の二十二
第四十三條の二第二十三項	第四十三條の二第二十三項	第四十六條の二において準用する第四十三條の二十三
第四十三條の二第二十四項	第四十三條の二第二十四項	第四十六條の二において準用する第四十三條の二十四

第四十三條	は第四十三條の二十四
第四十三條第四十三條の二十七第七	の二十四
第四十三條の二十四	の二十四

(手数料)

第三條 法第五十條第一項の規定により次の各号に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第十六條の認定の更新を受けようとする者（次号に掲げる者を除く。） 一万円
 - 二 既に法第十三條第一項又は第二項の認定を受けている型式（以下この号において「既認定型式」という。）と国土交通大臣が定める基準からみて重要でない部分のみが異なる型式（当該既認定型式が既に法第十六條の認定の更新を受けているものに限る。）について法第十六條の認定の更新を受けようとする者 一万円を超えない範囲内において実費を勘案して国土交通大臣が定める額
 - 三 浄化槽設備士免状の交付、再交付又は書換えを受けようとする者 二千三百円
 - 四 浄化槽設備士試験を受けようとする者 二万二千五百円
 - 五 浄化槽管理士免状の交付、再交付又は書換えを受けようとする者 二千三百円
 - 六 浄化槽管理士試験を受けようとする者 二万二千五百円
- 2 前項に規定する手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

2 (浄化槽法関係手数料令等の廃止)

次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 浄化槽法関係手数料令（昭和五十八年政令第二百二十九号）
- 二 浄化槽法第十條第二項の技術管理者を置くべき浄化槽の規模を定める政令（昭和六十年政令第二百四十五号）

附則（平成一六年三月一九日政令第四七号）

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日政令第一二八号）抄

(施行期日)

第一條 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月一四日政令第四六号）

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)

この政令の施行前に実施の公告がされた浄化槽設備士試験を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額については、なお従前の例による。

附則（平成二三年三月一日政令第一七号）

この政令は、公布の日から施行する。